

## 奈良県警察本部告示第72号

令和3年5月奈良県警察本部告示第30号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から適用する。

令和3年12月24日

奈良県警察本部長 大橋 一夫

1の表道路交通法（昭和35年法律第105号）の項中

第78条第1項

を	第74条の3第5項
	第78条第1項

に改め、同項の次に次のように加える。

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項
	第8条第1項
奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）	第11条第3項
	第16条第1項

1の表警備業法（昭和47年法律第117号）の項を次のように改める。

警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項
	第16条第2項（第17条第2項において準用す

	る場合を含む。)
	第16条第3項において 準用する第11条第1項
	第17条第2項において 準用する第11条第1項

1の表に次のように加える。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
--	---------

4の(1)の表道路交通法の項中 「

第78条第1項
---------

」 を 「

第74条の3第
第78条第1項

」

5項  
に改め、同項の次に次のように加える。

道路交通法施行規則	第5条第1項
	第8条第1項
奈良県道路交通法施行細則	第11条第3項

	第16条第1項
--	---------

4の(1)の表警備業法の項を次のように改める。

警備業法	第10条第1項
	第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）
	第16条第3項において準用する第11条第1項
	第17条第2項において準用する第11条第1項

4の(1)の表に次のように加える。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項
------------------------------------	---------

4の(2)の表道路交通法の項中 「第78条第1項」 を 「第74条の3第  
第78条第1項

5項  
に改め、同項の次に次のように加える。

———」

道路交通法施行規則	第 5 条第 1 項
	第 8 条第 1 項
奈良県道路交通法施行細則	第 1 1 条第 3 項
	第 1 6 条第 1 項

4 の(2)の表警備業法の項を次のように改める。

警備業法	第 1 0 条第 1 項
	第 1 6 条第 2 項（第 1 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）
	第 1 6 条第 3 項において準用する第 1 1 条第 1 項
	第 1 7 条第 2 項において準用する第 1 1 条第 1 項

4 の(2)の表に次のように加える。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第 1 0 条第 3 項
------------------------------------	--------------